

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：32648

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26381058

研究課題名(和文) 教員の「公務員」性成立をめぐる歴史の国際比較

研究課題名(英文) International comparison of history over primary public school teachers' "public employee" character formation in France and Japan

研究代表者

河田 敦子 (KAWATA, ATSUKO)

東京家政学院大学・現代生活学部・教授

研究者番号：00531542

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、初等公教育教員の「公務員」性が決定されていく歴史的過程を日本とフランスという異なる国家を対象に比較検討することによって「国家権力の教育への介入」が持つ意味の国と時代による違いを明らかにすることである。

本研究の研究成果は主に次の2点である。フランス革命後の教育法令それぞれについて、「教育行政機構の頂点」、「公務員性」、「教員任命権」、「教員選任者」、「教員給与の財源」、「小学校設置者」、「小学校運営資金の財源」等の項目に分けて分析し、その流れを論じたこと。ゴブレ法成立過程における上院での2回にわたる審議の議事録を対象として、審議過程で重要項目とされた事項についての考察。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to compare the historical process by which primary public education teacher's "public employee" character is decided to different countries such as Japan and France, and thereby the meaning of 'intervention in the education of state power'. It is to clarify the difference between the country and the era.

The research results of this research are mainly the following two points. About the educational laws after the French Revolution, the topics of "educational administrative organization", "public employee character", "teacher appointment authority", "teacher appointee", "teacher salary financing source", "primary school establishment person", "primary school financial resources for operation funds", etc., and discussed the trend. Consideration on matters considered important items in the deliberation process for the minutes of the two deliberations in the Senate during the process of establishing the Goblet law.

研究分野：教育史

キーワード：ゴブレ法 初等教育費負担法 教員の「公務員」性 日仏比較 森文政 教員の「国家公務員」化

1. 研究開始当初の背景

筆者は、「近代日本地方教育行政制度形成期における森有礼と山県有朋」というテーマで平成23年度から平成25年度までの科研費基盤(C)の助成を受け研究を行った。啓蒙主義者森有礼文部大臣と中央集権主義者山県有朋内務大臣が教育政策と地方制度政策でどのような関係にあったのかを、主として教員の目から捉えようとする試みであった。この研究過程で両者の接点と政策がはっきりと読み取れるのは、1886年11月29日に森が大山邸で開かれた饗宴の席上山県から「文部省ヲ内務省ノ管轄ニ属スルヲ可トスル」提案を受けた時である。この大山邸での饗宴が開催された年月日は久木幸男が詳細な調査研究によって明らかにしたものであり、この出来事は、森から伊藤博文への書簡に記されている(『伊藤博文関係文書7』(p.388))。森は、書簡でこの提案に対し、「方今ノ国勢ニ相応ノ事ナラン」と同意を示し、この直後12月6日に閣令第三十五号を起案して内閣総理大臣伊藤博文に提出した。同法案は、12月28日に閣令第三十五号として公布された。同法案は、小学校教員を准官11等以下とし、同年10月6日に山県が公布した内務省令第二十一号により、准官三等以下十等以上とされた戸長よりも公立小学校教員を下位に位置づけた。この法令により、町村吏員は、小学校教員に対し横柄に振舞い、みじめな思いをさせたという記述が各県の教育会雑誌に多数認められたことを、上記筆者の研究は明らかにした。

それでは、閣令第三十五号を起案した森の意図はどこにあったと考えられるのだろうか。教育行政の一般行政への統合を要請され、自ら推進したのだろうか。それとも、小学校教員を判任待遇にするということに別の意味を持たせようとしていたのだろうか。この点を解明するために、筆者は、本科研費研究「教員の『公務員』性成立をめぐる歴史の国

際比較～日本とフランスの比較～」を企図した。アイヴァンホールは、著書『Mori Arinori』(Harvard University Press, 1973)で、森はフランスの教育政策に倣っていたと指摘している(同書 p.462)。それゆえ、筆者は、フランスの教育政策の当時の動向を明らかにすることによって、森文政における教員待遇政策の意図をより明確にできると考え、本研究を構想した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、初等公教育教員の「公務員」性が国家となるか否かがどのように決定されるのか、その歴史的過程を日本とフランスという異なる国家で比較検討することによって「国家権力の教育への介入」が持つ意味の国家と時代による違いを明らかにすることである。

日本については、既に研究成果を公表しているため、本研究は、フランスの教育史を中心にまとめた。

3. 研究の方法

主にパリにあるミッテラン図書館において資料の収集と調査を行った。

日本におけるフランス教育制度研究では1886年ゴブレ法および1889年初等教育費負担法によって初等公教育教員が国家公務員となったとされている。

フランスの先行研究を収集すること、ゴブレ法成立過程の審議録、議事録を入手し、その過程を明らかにすることにより、フランスにおける初等公教育教員が国家公務員となった意味、歴史的背景を考察することを本研究の研究方法とした。

4. 研究成果

本研究の研究成果は主に下記二点である。

フランス革命後の初等公教育教員の「公務員」化の過程を各法令について、「教育行政

機構の頂点、「公務員性」、「教員任命権」、「教員選任者」、「教員給与の財源」、「小学校設置者」、「小学校運営資金の財源」等の項目に分けて分析し、その流れを論じた。

分析対象とした法令は下記の通りである。

1795/10/24	公教育組織法（ドヌー法）
1802/5/1	公教育一般法
1816/2/29	初等教育に関する勅令
1833/6/28	ギゾー法
1848/6/30	カルノ 法
1850/3/15	ファルー法
1850/2/8	パリュ法
1854/6/14	公教育に関する法
1867/8/10	デュルイ法
1871/12/15	ジュール・シモン法案
1879/4/9	初等師範学校設置法
1881/6/16	フェリー法(初等教育無償法)
1882/3/17	フェリー法(初等教育義務世俗法)
1886/10/30	ゴブレ法(初等教育組織法)
1889/7/19	初等教育費負担法

この分析により、フランスにおいては教育行政当局の頂点として、ほとんどの法令で合議制がとられていたことがわかった。日本の場合は、森有礼が教育行政機構として教育会設置を意図した以外は、全て一般行政の長である市町村長、郡長、県知事等の機関委任事務となってその権限は単一化されていたのに対し、この合議制は、フランスの大きな特徴と考えられる。「公務員」性がコミューンの場合、大司教等の宗教関係者がこうした委員会に参入しているが、ゴブレ法では宗教勢力が排除されていることも大きな違いである。教育行政当局として決定権を握るのは、1833年ギゾー法の場合、市町村の地方監督委員会、アロンディシメント委員会、初等教

育委員会であり、アロンディシマン委員会の構成員は「市長、治安判事、主任司祭、法で認められた宗派の長（1名）、リセの校長（1名）、小学校教諭（1名）、区会のメンバーまたはその区域の名士（3名）、県知事（議長）」¹である。1854年「公教育に関する法」におけるアカデミー議会のメンバーは、「アカデミー長・管区視学・司祭・公教育大臣によって3年ごとに選任されるメンバー7名、すなわち、管区の大司教または司教のなかから1名、カトリック聖職者団のメンバー、または、認容された非カトリック派の牧師たちのなかから2名、司法官において2名、管区の公務員またはその他の名士たちのなかから2名」²で構成される。1886年ゴブレ法の初等教育評議会は、「県知事（議長）、大学区視学官（副議長）、男女師範学校長各1名（以上は法定委員）、初等教育視学官2名（大臣による指名委員）、政界代表として県議会議員4名（同僚議員より選出）、そして職員代表として男女公立初等学校教員各2名（以上はともに同僚教員の選挙により選出、任期3年）」³となっている。ギゾー法に既に現職の教員が含まれていたこと、ゴブレ法から宗教関係者と市町村関係者が一掃されていることは注目すべきである。

全般的に見れば、ギゾー法までは、コミューンが財政的にも教員任命においても多くの責務と権限を握っていたが、カルノ法では2年間という僅かな期間であったが、国家がその責務を担い、ファルー法では宗教勢力が盛り返し1867年デュルイ法から再びコミューンが復権した。更に、フェリー改革では、コミューンを財政基盤としながら無償制および世俗制が推し進められ、ゴブレ法によって財政基盤をコミューンに依存しながら、初

¹ ギゾー法第19条を河田が翻訳。

² 梅根悟監修『世界教育史体系10』1975年講談社 p.97

³ 小野田正利『教育参加と民主制』p.200より引用

等公教育教員の「国家公務員」化の方向性が決定した。さらに、1889年初等教育費負担法では、学校維持費を除いて、教員給与は全て国家が負担することが決定し、小学校設置者も国家となって、初等公教育教員の「国家公務員」化が完成したとみることができる。

なお、この調査検討の詳細は、別に報告書を作成し、公表する予定である。

ゴブレ法成立過程における上院での2回にわたる審議の議事録を研究対象として考察を行った。

第1次審議会の議事録は、

“Le Projet de loi sur L'organisation de l'enseignement Primaire(1886)”

である。

第2次審議会の議事録は、表中に示された日付の

Journal Officiel

を資料として用いた。

・第1次審議会の日程と審議内容は下表のようである。

日にち	審議された条文	頁数
1月28日	1~7、10、13	pp.49~84
1月30日	4、8、9	pp.85~120
2月2日	10~12	pp.121~153
2月4日	12	pp.153~189
2月6日	12	pp.189~224
2月8日	12	pp.224~257
2月9日	13、14	pp.257~294
2月13日	15~21	pp.295~326
2月16日	21~19	pp.326~354
2月18日	20~34	pp.354~395
2月20日	35~37	pp.396~438
2月23日	38	pp.439~474
2月25日	39~57	pp.474~508

3月1日	5~additional	pp.509~548
3月2日	Additional	pp.549~578

・第2次審議会の日程と審議内容は下表のようである。

日にち	審議された条文	頁数
3月15日	負担法案、1~6	10頁
3月18日	7~17(6頁)	19頁
3月20日	17(8頁)、18	16頁
3月23日	18~24	18頁
3月25日	25~27	13頁
3月27日	27~44	17頁
3月29日	32,41~61	15頁
3月30日	62~66	17頁

この表から、最も審議に時間を費やされた条文は、第1次審議では、第12条、第2次審議では第17条であり、両条ともに「すべてのレベルの公立学校における教育は、ライクな教員にのみ委ねられる」であったことが明らかである。すなわち、ゴブレ法成立過程でもっとも議論の争点となったのは、教員から宗教勢力者を排除するか否かだったのであり、教員を「国家公務員」としたのは、宗教に依存しない地位を公教育教員に付与するためであったことが明らかになった。

結論

本研究では、1880年代のフランスを中心に革命後の初等公教育教員の「公務員」性成立過程と、ゴブレ法成立過程において特に1886年の上院における2回の審議を中心に明らかにした。

革命以後の教育法制については、別に報告書を作成する予定であるが、革命後常に教育行政が合議制で決定されていたことが特徴的であることを明らかにした。

ゴブレ法成立過程については、先行研究でフェリー教育改革の一環として捉えられているが、公教育教員からカソリックの宗教関

係者を排除する点においてゴブレの強いリーダーシップを以て制定されたこと、ライシテのために国家権力の介入を必要とした点を示唆した。

ゴブレ法の重要なポイントとして、梅澤が指摘した教員任免権を県知事が持つこと、小野田が指摘した初等学校教員の職務管理および身分保障に関する合議制、尾上が指摘した教員の専門性を高める研修期間としての「試補教員制度」に加えて、本研究は、公教育が宗教から独立することと公教育の自由と平等を認める共和主義が矛盾しないための議論が何度も長時間にわたって行われた事実を示唆した。

このようなフランスにおける初等公教育教員の「国家公務員」化への過程を日本の1880年代のそれと比較すると、上記先行研究が指摘した教員任免権を県知事が持ち、合議制による教員管理、教員の専門性を高める教育政策の三点は、1885年末から1889年2月までの森文政にも認められる。すなわち、閣令第三十五号公布後、森が教員任命権を県知事に付与するべきと考え、府県教育会における合議制による教育行政を企図していたことは本稿でも述べ、教員の専門性を重視したことは佐藤秀夫の研究（「森有礼の教育政策 再考」小野雅章・寺崎昌男・逸見勝亮・宮澤康人編『教育の文化史 1』阿吽社 2004年）でも明らかにされている。アイヴァン・ホールが指摘した森文政におけるフランス教育政策の影響を認めることができると筆者は考える。

しかし、その一方で、フランスにおいては、教育政策が「自由・平等・博愛」という革命時に成立した共和主義の理念に基づき厳しい議論が積み重ねられていた。この基本理念と議論の積み重ねの有無は、同じ国家権力の教育への介入であっても、未だ国会が開催されず、水面下で教育条項が憲法から削除されて教育が国会審議事項ではなくなり、1884

年戸長官選化、1885年学務委員制度が廃止され、国民の教育要求が協議される機会が奪われていく近代日本の1880年代の国家権力の教育への介入とは大きく異なっていたと言える。

<主要参考文献>

- ・ Gréard, Octave, *La législation de l'instruction primaire en France depuis 1789 jusqu'à nos jours* Paris : impr. de Delalain frères, 1889-1902
- ・ 久木幸男「1890年前後における文部省廃止問題」『横浜国立大学教育紀要』第25集、1985年。
- ・ J.Ozouf, *Nous les maîtres d'école: autobiographies d'instituteurs de la Belle Époque* Gallimard, 1973.
- ・ 河田敦子『近代日本地方教育行政制度形成期における森有礼と山県有朋』(JSPS 科研費基盤(C)(平成23~25年度、研究課題番号:23530991))2014年
- ・ 今野健一『教育における自由と国家 フランス教育法制の歴史的憲法的研究』信山社、2006年。
- ・ M.Gontard, *La Question des écoles normales primaires de la Révolution de 1789 à nos jours* Institut pédagogique national, 1879.
- ・ 梅澤収「フランス義務教育制度における教員の位置 初等教育組織法(1886年)の成立過程を通して」『東京大学教育行政学研究室紀要』第9号、1989年
- ・ 梅澤収「近代公教育制度の展開」(フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009年、所収)
- ・ 梅根悟監修『世界教育史体系 9・10 フランス教育史』講談社、1975年。
- ・ 小野田正利『教育参加と民主制 フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年
- ・ 尾上雅信「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察(6) 任用制度の改

革を中心に」『岡山大学大学院教育学研究
科研究集録』第140号
・ *Le Projet de loi sur L'organisation de
l'enseignement Primaire(1886)*

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

【**雑誌論文**】(計 0 件)

【**学会発表**】(計 1 件)

発表者：河田敦子

テーマ：初等公教育教員の「公務員」性成立
をめぐり歴史の日仏比較～フランスを中
心に～

学会名：教育史学会第61回大会(於岡山大学)

日時：2017年10月7日

【**図書**】(計 1 件)

河田敦子「森文政期から市制町村制施行に至
るまでの教育行政に対する教員の評価と批判
千葉教育会を事例として」

梶山雅史編著『近・現代教育会史研究』(不
二出版 2018年3月26日)第2章 pp.53
~95

【**産業財産権**】

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

【**その他**】

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

河田敦子 (KAWATA, ATSUKO)

東京家政学院大学・現代生活学部・教授

研究者番号：00531542

(2)研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3)連携研究者

なし ()

(4)研究協力者

なし ()